

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 133

処 分 名	要支援認定	
処 分 の 概 要	申請に基づき、認定調査、主治医意見書作成依頼を行い、審査会に審査判定を求め、認定結果を送付する。	
根 拠 法 令 名	介護保険法(平成9年第123号)	
条 項	第32条第6項	
所 管 課	介護保険課	
経由機関での処理期間		20日
所管課での処理期間		10日
標 準 処 理 期 間	計	30日
判 断 基 準	<p>被保険者としての資格を有していること。 40歳から65歳未満の方については、医療保険加入者で要介護状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によって生じたものであること。</p> <p>【根拠法令等】 介護保険法</p> <p>(要支援認定)</p> <p>第三十二条 要支援認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。</p> <p>2 第二十七条第二項及び第三項の規定は、前項の申請に係る調査並びに同項の申請に係る被保険者の主治の医師の意見及び当該被保険者に対する診断命令について準用する。</p> <p>3 市町村は、前項において準用する第二十七条第二項の調査(第二十四条の二第一項第二号の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。)の結果、前項において準用する第二十七条第三項の主治の医師の意見又は指定する医師若しくは当該職員で医師であるものの診断の結果その他厚生労働省令で定める事項を認定審査会に通知し、第一項の申請に係る被保険者について、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める事項に関し審査及び判定を求めるとする。</p> <p>一 第一号被保険者 要支援状態に該当すること及びその該当する要支援状態区分</p> <p>二 第二号被保険者 要支援状態に該当すること、その該当する要支援状態区分及びその要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によって生じたものであること。</p> <p>4 認定審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る被保険者について、同項各号に規定する事項に関し審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。この場合において、認定審査会は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、市町村に意見を述べることができる。</p> <p>一 当該被保険者の要支援状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養及び家事に係る援助に関する事項</p> <p>二 第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス若しくは第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項</p> <p>5 第二十七条第六項の規定は、前項前段の審査及び判定について準用する。</p> <p>6 市町村は、第四項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要支援認定をしたときは、その結果を当該要支援認定に係る被保険者に通知しなければならない。この場合において、市町村は、次に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

- 一 該当する要支援状態区分
- 二 第四項第二号に掲げる事項に係る認定審査会の意見
- 7 要支援認定は、その申請のあった日にさかのぼってその効力を生ずる。
- 8 市町村は、第四項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要支援者に該当しないと認めるときは、理由を付して、その旨を第一項の申請に係る被保険者に通知するとともに、当該被保険者の被保険者証を返付するものとする。
- 9 第二十七条第十項から第十二項までの規定は、第一項の申請及び当該申請に対する処分について準用する。
(平一一法一六〇・平一七法七七・平二〇法四二・平二三法七二・平二六法八三・一部改正)

介護保険法施行規則

(要支援認定の申請等)

第49条

法第三十二条第一項の規定により要支援認定を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書に被保険者証を添付して、市町村に申請をしなければならない。ただし、当該被保険者が、被保険者証未交付第二号被保険者であるときは、当該申請書に被保険者証を添付することを要しない。

一 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号

二 主治の医師があるときは、当該医師の氏名並びにその者が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは当該病院又は診療所の名称及び所在地

三 第二号被保険者であるときは、その者の要支援状態の原因である特定疾病の名称

2 前項の申請に係る被保険者が第二号被保険者であるときは、当該被保険者は、当該申請を医療保険被保険者証等を提示して行うものとする。ただし、市町村が当該第二号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。

3 法第三十二条第一項後段の厚生労働省令で定める指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設については、第三十五条第三項の規定を準用する。

4 法第三十二条第一項後段の規定により前項の規定において準用する第三十五条第三項各号に掲げる要件を満たす指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターが第一項の手続を代わって行う場合にあっては、当該指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターは、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は地域包括支援センターの名称を冠して記名押印しなければならない。

5 市町村は、被保険者が現に受けている要介護認定に係る要介護認定有効期間の満了の日の六十日前から当該要介護認定有効期間の満了の日までの間において当該被保険者から法第三十二条第一項の規定による要支援認定の申請が行われた場合であって、法第三十五条第三項の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果の通知に基づき同条第四項の規定により要介護認定を行うときは、当該申請を法第二十八条第二項の規定による要介護更新認定の申請とみなし、要介護更新認定を行うものとする。

6 市町村は、現に要介護認定を受けている被保険者から法第三十三条第一項の規定による要支援認定の申請が行われ、かつ、法第三十五条第三項の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果の通知に基づき同条第四項の規定により要介護認定を行うときであって、当該被保険者が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当するに至ったと認めるときは、当該申請を法第二十九条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定の申請とみなし、要介護状態区分の変更の認定を行うものとする。

(平一八厚労令三二・平二四厚労令一〇・平二七厚労令一五〇・一部改正)

第50条

第三十六条の規定は、法第三十二条第二項において準用する法第二十七条第二項の規定による調査について準用する。

第51条

法第三十二条第三項の厚生労働省令で定める事項は、第四十九条第一項第一号に掲げる事項(個人番号を除く。)及び同項の申請に係る被保険者が第二号被保険者である場合にあってはその旨とする。

(平一二厚令一二七・平二七厚労令一五〇・一部改正)

要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令

手続の流れ

要介護認定の申請

要介護認定申請書に必要事項を記載のうえ、被保険者証を添付して申請を行う。
申請に関しては、指定居宅支援事業所等、代行申請事業所であれば、
当該申請に関する手続きを被保険者に代わって行うことができる。

申請時の確認（記載内容漏れ以外）
・当該市町村の被保険者であるかどうか
・40歳以上65歳未満の方については
医療保険被保険者証の確認

申請書の受理

申請書に記載されている主治医に意見書の作成依頼を行う。
併せて、認定調査員に認定調査を依頼する。

要介護認定調査依頼

主治医意見書作成依頼

資料の確認

調査票及び主治医意見書の回収（返送）
調査票及び主治医意見書の記載漏れがある場合は、返送等を行う。

一次判定

コンピュータによる判定
（厚生労働省より配布された認定ソフトを使用し、パソコン判定を行い、一次判定結果
として審査会資料を作成する。）
申請に対する処分（認定結果）が申請日から30日以内に行えない場合は、処分延期
通知書を被保険者へ送付する。

要介護認定審査会

審査会資料を基に要介護認定（二次判定）を行い、結果を市町村へ通知する。
市町村は、通知された結果を被保険者へ通知する。
・要介護認定決定通知書、被保険者証（要介護度等を記載）を送付

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。